

## 総合流域防災事業計画総括表

1. 圏域名	大津・信楽圏域		
2. 事業主体	滋賀県		
3. 関係事業主体	大津市、甲賀市信楽町		
4. 計画の範囲	瀬田川・大戸川流域及び当該流域と同一の自然特性、社会特性を持つ圏域		
5. 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害対策としては、10年に1回程度の降雨において予想される洪水を安全に流下できる河道を確保する。</li> <li>・土砂災害対策として、1集落を土石流やがけ崩れ災害から保全することを目標とする。また、土砂災害防止法に基づき警戒区域の繰り返し調査等の基礎調査を行う。</li> </ul>		
6. 計画期間	令和2年度～令和6年度まで	7. 全体事業費	1,897 百万円
8. 実施内容			
種別	細別	箇所名・箇所数(主な目標)	事業費(百万円)
(1)河川	改修	1級河川藤ノ木川(法線是正と天井川の解消)	600
	改修	1級河川高橋川(天井川と河積狭小部の解消)	100
	改修	1級河川常世川	0
	小計		<b>700</b>
(2)砂防	砂防	LCCを考慮した長寿命化計画への変更、緊急改築	230
	地すべり対策	LCCを考慮した長寿命化計画への変更、緊急改築	20
	急傾斜地崩壊対策	擁壁工1箇所、LCCを考慮した長寿命化計画への変更、緊急改築	200
	雪崩対策		
小計			<b>450</b>
(6)情報基盤総合整備	河川情報基盤		400
	ダム情報基盤		
	砂防情報基盤		210
	砂防相互通報		
	急傾斜地情報基盤		
	急傾斜地相互通報		
小計			<b>610</b>
(7)砂防基礎調査等	砂防基礎調査	742箇所	40
	急傾斜地基礎調査	1,287箇所	68
	地すべり基礎調査	44箇所	2
	小計		
(8)浸水想定区域等調査	浸水想定区域図		
	小計		<b>0</b>
(9)その他	水害に強い地域づくり	市町や住民と共働で地域の実情に応じた水害減災対策の検討を進めることにより、どのような洪水に対しても人命を守り、被害の軽減を図る。	0
	水防訓練		2
	ハザードマップ作成支援	1市	25
	小計		
<b>合 計</b>			<b>1,897</b>

<p><b>9. 協議会の構成員</b></p>	<p>瀬田川地域安全協議会  国：琵琶湖河川事務所長、大戸川ダム工事事務所長、滋賀国道事務所長、彦根地方気象台長  県：知事、大津土木事務所長、甲賀土木事務所長  市町：大津市長、甲賀市長</p>
<p><b>10. 情報伝達、避難計画等に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)</li> <li>■避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害・土砂災害対応タイムライン)</li> <li>■水害・土砂災害危険性の周知</li> <li>■ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供</li> <li>■要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</li> </ul>
<p><b>11. 水防に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認</li> <li>■水防・土砂災害に関する広報の充実</li> <li>■水防・土砂災害防止訓練の充実</li> </ul>
<p><b>12. 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等</li> <li>■浸水被害軽減地区の指定</li> </ul>
<p><b>13. 河川管理施設等の整備に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)</li> <li>■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫</li> <li>■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>

## 総合流域防災計画圏域概要図

<b>1. 圏域名</b>	大津・信楽圏域										
<b>2. 事業主体</b>	滋賀県										
<b>3. 対象市区町村</b>	全域が対象となる市区町村	大津市									
	一部区域が対象となる市区町村										
<b>4. 圏域概要図</b>	<div style="text-align: center;"> </div>										

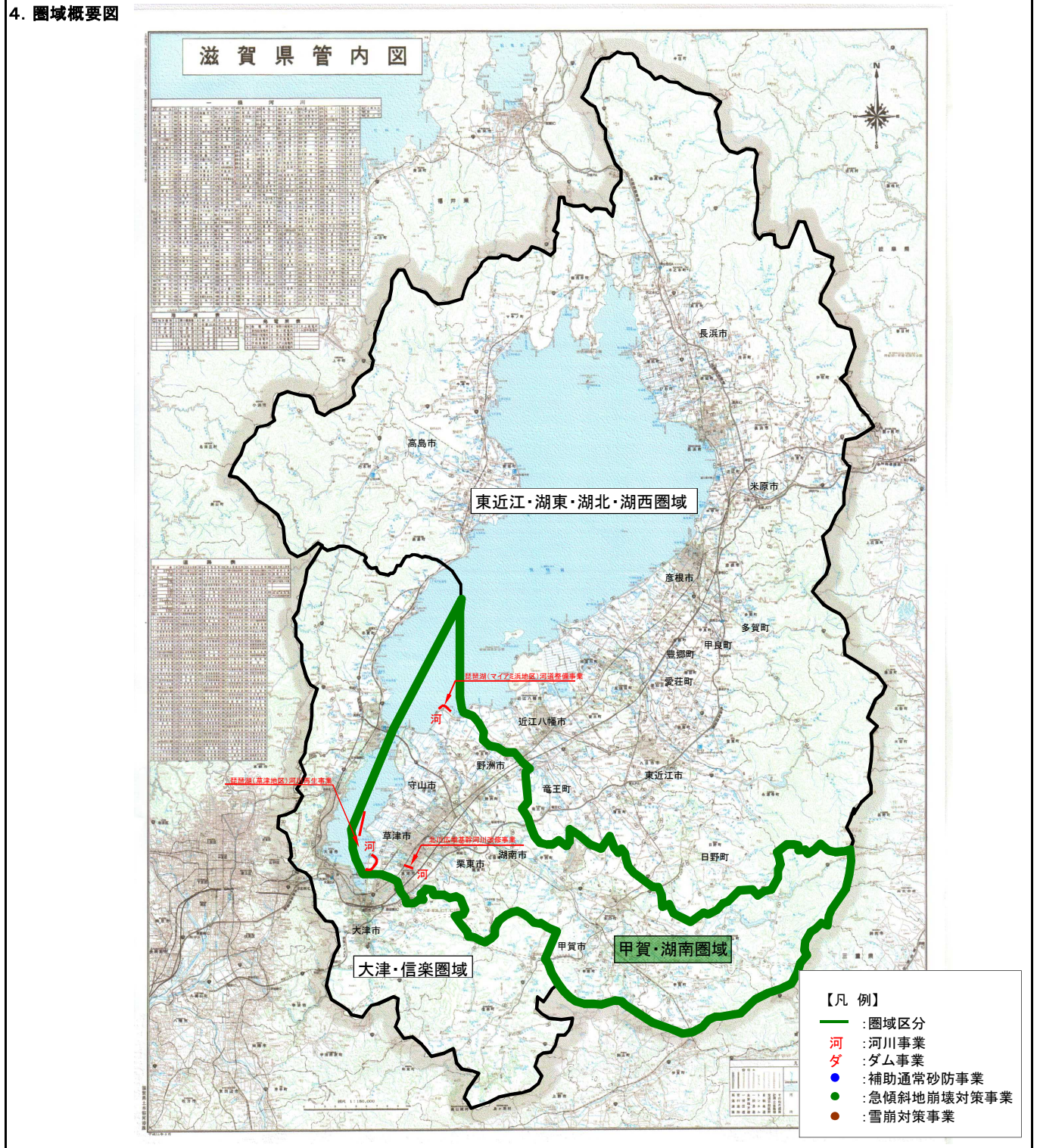
## 総合流域防災事業計画総括表

<b>1. 圏域名</b>	甲賀・湖南圏域		
<b>2. 事業主体</b>	滋賀県		
<b>3. 関係事業主体</b>	草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市		
<b>4. 計画の範囲</b>	野洲川・草津川流域及び当該流域と同一の自然特性、社会特性を持つ圏域		
<b>5. 目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害対策としては、10年に1回程度の降雨において予想される洪水を安全に流下できる河道を確保する。</li> <li>・自然環境保全対策としては、突堤や養浜等による砂浜保全や水草の刈取り等による自然再生を実施する。</li> <li>・土砂災害対策として、4集落を土石流やがけ崩れ災害から保全することを目標とする。また、土砂災害防止法に基づき警戒区域の繰り返し調査等の基礎調査を行う。</li> </ul>		
<b>6. 計画期間</b>	令和2年度～令和6年度まで	<b>7. 全体事業費</b>	2,303 百万円
<b>8. 実施内容</b>			
種別	細別	箇所名・箇所数(主な目標)	事業費(百万円)
(1)河川	河道整備	1級河川琵琶湖マイアミ浜地区	216
	自然再生	1級河川琵琶湖草津地区	100
	河川浄化		
	流下阻害		
	改修	1級河川北川(天井川と河積狭小部の解消)	330
	小計		<b>646</b>
(2)砂防	砂防	砂防堰堤工3箇所、LCCを考慮した長寿命化計画への変更、緊急改築	700
	地すべり対策	LCCを考慮した長寿命化計画への変更、緊急改築	20
	急傾斜地崩壊対策	擁壁工1箇所、LCCを考慮した長寿命化計画への変更、緊急改築	580
	雪崩対策		
	小計		<b>1,300</b>
(6)情報基盤総合整備	河川情報基盤		200
	ダム情報基盤		
	砂防情報基盤		
	砂防相互通報		
	急傾斜地情報基盤		
	急傾斜地相互通報		
小計		<b>200</b>	
(7)砂防基礎調査等	砂防基礎調査	367箇所	20
	急傾斜地基礎調査	795箇所	45
	地すべり基礎調査	14箇所	1
	小計		<b>66</b>
(8)浸水想定区域等調査	浸水想定区域図		
	小計		<b>0</b>
(9)その他	水害に強い地域づくり	市町や住民と共働で地域の実情に応じた水害減災対策の検討を進めることにより、どのような洪水に対しても人命を守り、被害の軽減を図る。	19
	水防訓練		4
	ハザードマップ作成支援	6市	68
	小計		<b>91</b>
<b>合 計</b>			<b>2,303</b>

<p><b>9. 協議会の構成員</b></p>	<p>野洲川地域安全協議会          国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象台長          県：知事、南部土木事務所長、甲賀土木事務所長          市町：草津市長、守山市長、栗東市長、野洲市長、湖南市長、甲賀市長、          近江八幡市長</p>
<p><b>10. 情報伝達、避難計画等に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)</li> <li>■避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害・土砂災害対応タイムライン)</li> <li>■水害・土砂災害危険性の周知</li> <li>■ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供</li> <li>■要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</li> </ul>
<p><b>11. 水防に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認</li> <li>■水防・土砂災害に関する広報の充実</li> <li>■水防・土砂災害防止訓練の充実</li> </ul>
<p><b>12. 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等</li> <li>■浸水被害軽減地区の指定</li> </ul>
<p><b>13. 河川管理施設等の整備に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)</li> <li>■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫</li> <li>■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>

## 総合流域防災計画圏域概要図

<b>1. 圏域名</b>	甲賀・湖南圏域									
<b>2. 事業主体</b>	滋賀県									
<b>3. 対象市区町村</b>	全域が対象となる市区町村	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市				
	一部区域が対象となる市区町村	甲賀市 水口町(旧水口町)、土山町(旧土山町)、甲賀町(旧甲賀町)、甲南町(旧甲南町)								



## 総合流域防災事業計画総括表

1. 圏域名	東近江・湖東・湖北・湖西圏域		
2. 事業主体	滋賀県		
3. 関係事業主体	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、高島市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町		
4. 計画の範囲	当該流域と同一の自然特性、社会特性を持つ圏域		
5. 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害対策としては、10年に1回程度の降雨において予想される洪水を安全に流下できる河道を確保する。</li> <li>・自然環境保全対策としては、突堤や養浜等による砂浜保全を実施する。</li> <li>・土砂災害対策として、9集落を土石流やがけ崩れ災害から保全することを目標とする。また、土砂災害防止法に基づき警戒区域の繰り返し調査等の基礎調査を行う。</li> </ul>		
6. 計画期間	令和2年度～令和6年度まで	7. 全体事業費	7,399 百万円
8. 実施内容			
種別	細別	箇所名・箇所数(主な目標)	事業費(百万円)
(1)河川	河川浄化	1級河川西の湖	110
	河道整備	1級河川琵琶湖近江白浜地区	180
	河道整備	1級河川琵琶湖秋の浜地区	0
	河道整備	1級河川琵琶湖白ひげ浜地区	250
	河道整備	1級河川琵琶湖横江浜地区	244
	改修	1級河川余呉川(天井川と河積狭小部の解消)	200
	改修	1級河川百瀬川(天井川と河積狭小部の解消)	1,280
	改修	1級河川大川(河積狭小部の解消)	540
	小計		<b>2,804</b>
	(2)砂防	砂防	砂防堰堤工5箇所、LCCを考慮した長寿命化計画への変更、緊急改築
地すべり対策		LCCを考慮した長寿命化計画への変更、緊急改築	20
急傾斜地崩壊対策		擁壁工3箇所、崩壊土砂防止柵工1箇所、LCCを考慮した長寿命化計画への変更、緊急改築	1,751
雪崩対策			
小計			<b>3,961</b>
(6)情報基盤総合整備	河川情報基盤		200
	ダム情報基盤		
	砂防情報基盤		
	砂防相互通報		
	急傾斜地情報基盤		
	急傾斜地相互通報		
	小計		<b>200</b>
(7)砂防基礎調査等	砂防基礎調査	1,101箇所	72
	急傾斜地基礎調査	1,643箇所	107
	地すべり基礎調査	15箇所	1
	小計		<b>180</b>
(8)浸水想定区域等調査	浸水想定区域図		
	小計		<b>0</b>
(9)その他	水害に強い地域づくり	市町や住民と共働で地域の実情に応じた水害減災対策の検討を進めることにより、どのような洪水に対しても人命を守り、被害の軽減を図る。	120
	水防訓練		4
	ハザードマップ作成支援	12市町	130
	小計		<b>254</b>
合 計			<b>7,399</b>

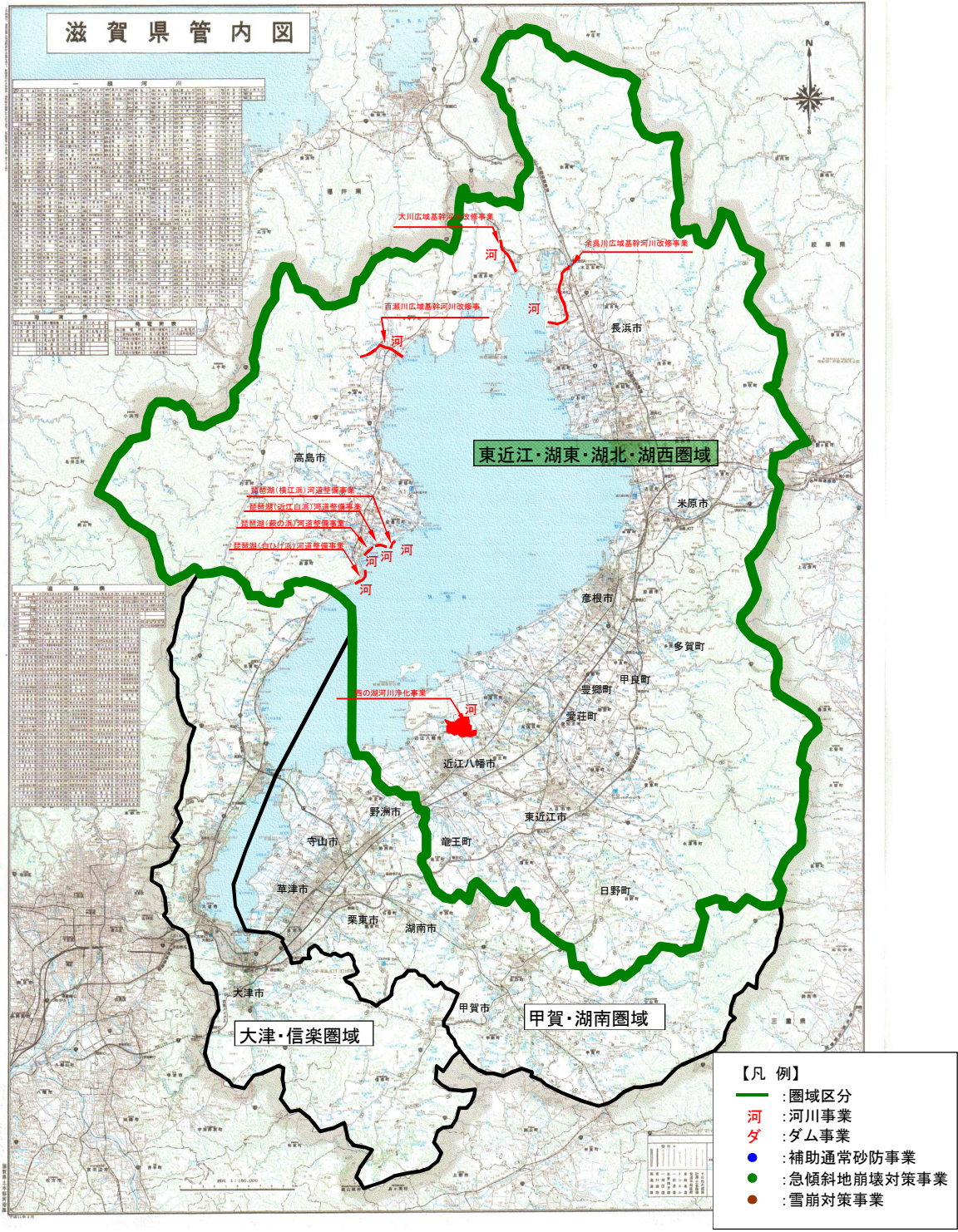
<p><b>9. 協議会の構成員</b></p>	<p>①東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会  国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象台長  県：知事、東近江土木事務所長、東近江農業農村振興事務所  市町：近江八幡市長、東近江市長、日野町長、竜王町長  学識委員：2名</p> <p>②湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会  国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象台長  県：知事、湖東土木事務所長、東近江農業農村振興事務所  市町：彦根市長、愛荘町長、豊郷町長、甲良町長、多賀町長  学識委員：2名</p> <p>③湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会  国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象台長、近畿地整河川部地域河川調整官  県：知事、長浜土木事務所長、長浜土木木之本支所長  市町：長浜市長、米原市長</p> <p>④高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会  国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象台長  県：知事、高島土木事務所長  市町：高島市長  学識委員：2名</p>
<p><b>10. 情報伝達、避難計画等に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)</li> <li>■避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害・土砂災害対応タイムライン)</li> <li>■水害・土砂災害危険性の周知</li> <li>■ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供</li> <li>■要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</li> </ul>
<p><b>11. 水防に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認</li> <li>■水防・土砂災害に関する広報の充実</li> <li>■水防・土砂災害防止訓練の充実</li> </ul>
<p><b>12. 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等</li> <li>■浸水被害軽減地区の指定</li> </ul>
<p><b>13. 河川管理施設等の整備に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)</li> <li>■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫</li> <li>■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>



## 総合流域防災計画圏域概要図

1. 圏域名	東近江・湖東・湖北・湖西圏域											
2. 事業主体	滋賀県											
3. 対象市区町村	全域が対象となる市区町村	彦根市	長浜市	近江八幡市	東近江市	米原市	高島市	日野町	竜王町	愛荘町	豊郷町	甲良町
		多賀町										
3. 対象市区町村	一部区域が対象となる市区町村											

4. 圏域概要図



総合流域防災計画圏域概要図

計画の名称	滋賀県における集中的な総合的治水対策の推進（防災・安全）（重点）		
計画の期間	令和2年度～令和6年度（5年間）	交付対象	滋賀県

